

平成27年3月3日（火曜日）

○出席議員（14名）

議長	夷藤	満君	9番	能村	憲治君
1番	太田	臣宣君	10番	清水	文雄君
2番	中島	利美君	11番	水口	裕子君
4番	生田	勇人君	12番	渡辺	旺君
6番	藤井	良信君	13番	八田	外茂男君
7番	恩道	正博君	14番	中川	達君
8番	北川	悦子君	15番	南	守雄君

○説明のため出席した者

町長	川口	克則君	町民福祉部 保険年金課長	下村	利郎君
副町長	上出	孝之君	町民福祉部 保険年金課保健センター 担当課長兼保健センター所長	重原	正君
教育長	久下	恭功君	町民福祉部 福祉課長	島田	睦郎君
総務部長	北	雅夫君	町民福祉部 環境安全課長	岩本	昌明君
総務部担当部長	山田	吉弘君	都市整備部 地域振興課長	中宮	憲司君
町民福祉部長	大徳	茂君	都市整備部 地域振興課 観光・商工・労働担当課長	本	郁夫君
都市整備部長	長丸	一平君	都市整備部 都市建設課長	田中	義勝君
都市整備部担当部長	長丸	信也君	都市整備部 都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	喜多	哲司君
消防長	永田	三好君	都市整備部 上下水道課長	長田	学君
総務部総務課長	棚田	進君	都市整備部 上下水道課 下水道担当課長	井上	慎一君
総務部総務課 人事秘書担当課長	田中	徹君	会計管理者兼会計課長	瀬戸	博行君
総務部財政課長	長谷川	徹君	教育委員会 学校教育課 指導管理担当課長	岡田	秀君
総務部税務担当課長 兼総合収納室長	岩上	涼一君	教育委員会 生涯学習課長兼 男女共同参画室長兼図書館長	上出	功君
町民福祉部 町民生活課長	松岡	裕司君	消防本部 次長兼消防署長	生田	秀治君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 向 貴代治 君 事務局 書記 若 林 優 治 君

○議事日程（第1号）

平成27年3月3日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第1号 平成26年度内灘町一般会計補正予算（第8号）

議案第2号 平成26年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 平成26年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 平成26年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第5号 平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第6号 平成26年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第7号 平成26年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 平成27年度内灘町一般会計予算

議案第9号 平成27年度内灘町公共下水道事業特別会計予算

議案第10号 平成27年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算

議案第11号 平成27年度内灘町国民健康保険特別会計予算

議案第12号 平成27年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 平成27年度内灘町介護保険特別会計予算

議案第14号 平成27年度内灘町水道事業会計予算

議案第15号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

議案第16号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

議案第17号 内灘町情報公開条例及び内灘町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第18号 内灘町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第19号 内灘町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第21号 内灘町体育施設条例及び内灘町行政財産使用料等に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第22号 内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例について

議案第23号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

たいと実感できるまちづくりを目指し、全庁を挙げて総合戦略の推進を図ってまいります。

初めに、今3月会議に上程しております平成27年度当初予算につきましては、北部開発に重点を置き、「教育・子育て」「安心・安全」「福祉・環境」「産業育成・観光」を柱として予算を編成いたしました。

まず1点目は、北部開発でございます。

私は、町の発展には北部地区の開発が大変重要であると考え、北部開発を積極的に推し進めてまいります。現在策定を進めております北部地区基本構想では、昨年、白帆台インターチェンジの白帆中央での計画案を議員の皆様にお示しし、白帆台地区において住民説明会を開催いたしました。

新年度では、白帆台インターチェンジの測量及び予備設計を実施いたします。白帆台インターチェンジは、白帆台などの北部地区からのと里山海道に直接乗り入れることで金沢までの所要時間を短縮することができます。新たな道路交通網の整備により住民生活の利便性向上と定住促進につなげ、活力ある北部地区となるよう事業を推進してまいります。

また、白帆台地区での小学校建設につきましては、白帆台の人口増加に伴い児童がふえ続けております大根布小学校を分離し、新たに白帆台に小学校を建設するための基本設計に着手し、平成30年4月の開校を目指します。

総合公園につきましては、今年度、屋外人工芝サッカー競技場が完成いたします。さらに、平成27年、28年の2カ年事業として屋内のフットサル場を建設いたします。このフットサル場につきましては、天候が悪く運動不足になりがちな北陸の冬の季節においても屋外と同じような感触で運動できることができ、町民の皆様への体力向上、交流の場として活用してまいります。また、今年度に完成する屋外サッカー競技場とあわせて大会、合宿等を誘致し、交流人口の拡大により活力に満ちた町を創出してまいります。

これらの建設事業におきましては、国や県など関係機関との調整や財源確保が大変重要であります。こうした大型事業を着実に前進させるためには国や県との太いパイプが必要であり、町長就任以来積み上げてきた国や県との強いパイプを生かし、町の発展のために全力を尽くしてまいります。

2点目は、教育・子育てについてでございます。

未来を担う子供たちは、町の大切な財産でございます。国における地方創生総合戦略におきましても、人口減少の歯どめ対策として、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることを基本目標としております。

町では今年度、内灘町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育てに関するさまざまなニーズに対応した取り組みを進め、子育て支援の充実を図ってまいります。

子育て支援事業といたしまして、今年度から実施しております産後安心ヘルパー派遣事業につきましては、産後だけでなく出産への不安などにも対応できるよう、新たに出産前についても支援し、安心して出産、子育てができるよう子育て支援を強化してまいります。

また、ひとり親家庭等児童奨学金支給事業につきましても、引き続き経済的負担の大きい高校生等を対象に就学援助金を支給し、児童の健やかな育成と福祉の増進を図ってまいります。

さらに、子育てへの負担を軽減するために、18歳未満の子供を3人以上養育している多子世帯に対し、第3子以降の子供の保育料を無料とする軽減措置や、子どもの医療費の現物給付方式導入につきましても現在実施に向けた検討を行っているところでございます。

学校教育につきましては、学力向上対策として、町独自の学力調査に小学3年生を追加し、よりきめ細かく学力の向上と学習状況の把握に努めてまいります。

私はこれらの施策により、子供を安心して

産み育てることができる環境づくりをより一層推進し、若い世代が住みたい、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指してまいります。

3点目は、町民の生命・財産を守る安心・安全対策でございます。

私は、町民の生命・財産を守る安心・安全対策を何よりも優先すべきと考えております。

新たな町の防災拠点となる新消防庁舎が3月20日に完成し、29日には竣工式をとり行います。新年度におきましては、災害時や緊急時に迅速に対応するため消防救急デジタル無線を整備し、町の防災機能の強化を図ります。

また、生涯学習におけるコミュニティ活動並びに災害時における避難所運営の拠点となる公民館の改修につきましては、耐震性能を有しない公民館全てを対象として耐震改修工事を順次実施しているところであり、今後も地域の防災拠点として整備を図ってまいります。さらに、災害時において誰もが指定避難場所に迅速に移動できるよう、太陽光発電式の誘導灯を設置いたします。

消雪施設整備事業につきましては、消雪施設整備計画に基づき、新年度では千鳥台、鶴ヶ丘、大学、西荒屋地内において整備し、雪害に対する備えを強化いたします。

また、高潮や大雨による冠水対策として、大根布雨水幹線の改修工事のほか、鶴ヶ丘地区雨水排水整備に係る基本計画を策定いたします。また、湖西地内の牛舎周辺の地盤沈下による排水不良に対しましては調査設計を実施いたします。

道路新設改良事業といたしましては、医科大通りの道路照明のLED化を進めるとともに道路の舗装改修に努め、安全で快適な道路環境の確保に努めます。

4点目は、高齢社会における心身ともに健康な暮らしを目指す取り組みについてでございます。

多くの町民の皆様にご利用いただいております。

ます福祉センターほのぼの湯の建てかえにつきましては、新年度に基本設計に着手し、平成28年度の完成を目指してまいります。

内灘町霊園につきましては、お墓の継承や管理が難しいなどで悩んでいる方々に対応するため合葬式墓地を整備いたします。あわせて一般区画につきましても新たな造成について計画してまいります。また、管理棟にスロープを設置し、高齢者や障害者にも優しいバリアフリー化を進めます。

在宅福祉事業につきましては、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進するため（仮称）いきいき健康ポイント事業を実施いたします。高齢者が楽しみながら運動を行い、介護予防の推進を図ってまいります。

健康づくり事業では、うちなだ健康プラン21の推進を図るため、親子クッキングや小学校食育出前講座を実施し食への関心を高めるとともに、若年世代から生活習慣病の知識を深めることで健康づくりの意識高揚を図ってまいります。

防犯と交通安全対策事業につきましては、不特定の方が多く集まる内灘駅前と内灘海水浴場に防犯カメラを設置し、防犯対策の強化を図ってまいります。

環境保全事業では、新エネルギー・省エネルギーシステム設置に対する補助金に、新たに家庭用エネルギー管理システム及び家庭用蓄電池の設置費用を追加し、低炭素社会の実現に向け地球温暖化対策を推進してまいります。

5点目は、町の魅力発信でございます。

いよいよ北陸新幹線が金沢開業となります。今年度、町におきましては、ライブカメラの設置や観光パンフレット等を作成し観光振興事業を進めてまいりました。

また、3月1日からは、町のランドマークでありますサンセットブリッジ内灘のライトアップを年間を通じて点灯することで町の魅力アップにつなげてまいります。新年度では、

この照明のLED化やカラーチェンジャーなどについても検討し、町の魅力に磨きをかけてまいります。

また、町の玄関口であります北陸鉄道内灘駅前トイレにつきましては、人感センサー付きのLED照明に変更し、省エネルギー対策を進めます。

商工振興事業につきましては、国の平成26年度補正予算であります地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、プレミアムつき商品券の発行等、地域における消費喚起となる事業について、現在、実施に向け補正予算の調製を行っているところでございます。

以上、当初予算における主要事業について述べさせていただきましたが、新年度は、その他多くの新規事業を盛り込んだ予算案となっております。また、今後10年間のまちづくりの指針となります第五次総合計画につきましては、新年度中に策定し、地方創生総合戦略とあわせ新しいまちづくりの基本的な考え方を明確にし、町の将来像の実現に向け、総合的、計画的に行政運営を進めたいと考えております。

最後に、財政運営についてでございます。

私は就任以来、誰もが住んでよかった、住みたいと実感できるまちづくりを目指し、町民生活に直結した安心・安全につながる施策を重点に、中長期的な視点から平成27年度当初予算を編成いたしました。

しかしながら、高齢社会の進展とともに社会保障費は年々増加し、町の財政状況も硬直化しつつあります。今後も引き続き自主財源の確保に努めるなど、財政規律を緩めることなく行政経営の効率化を図るとともに、町民の皆様の負託に応えられる行政運営に取り組んでまいります。

それでは、ただいまから提出いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

議案第1号 平成26年度内灘町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出

それぞれ2,384万2,000円を増額するほか、地方債及び債務負担行為並びに繰越明許費の補正でございます。

歳出の主な内容では、学校施設環境改善交付金を活用した中学校体育館の非構造部材改修事業費のほか、職員退職手当組合特別負担金の増額、各種事務事業の確定及び完了見込みによる不用額の精算等でございます。

歳入につきましては、町税及び土地売り払いによる財産収入等の確定等に伴う所要の補正でございます。これらの補正の結果、歳入で財政調整基金繰入金を5,052万9,000円増額するものでございます。

地方債の補正では、石川県防災行政無線整備事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業等の追加のほか、各種事業費の確定に伴う変更でございます。また、債務負担行為の補正では内灘町体育施設に係る施設管理費の追加であり、繰越明許費については地域公共交通確保維持改善事業など5事業について繰越措置を行うものでございます。

議案第2号 平成26年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、国庫補助事業費の確定等に伴う所要の補正でございます。

議案第3号 平成26年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、売電収入の減額に伴う所要の補正でございます。

議案第4号 平成26年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の確定等に伴う所要の補正でございます。

議案第5号 平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険料等の増額に伴う所要の補正でございます。

議案第6号 平成26年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護サービス給付費の減額等に伴う所要の補

正でございます。

議案第7号 平成26年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、水道料金の減収及び事業費等の確定に伴う所要の補正でございます。

議案第8号から**議案第14号**までの7件につきましては、平成27年度における一般会計及び特別会計、水道事業会計に係る当初予算でございます。一般会計歳入歳出予算総額91億1,600万円、特別会計歳入歳出予算総額64億6,880万円、総額155億8,480万円といたしました。水道事業会計予算につきましては、収益的、資本的収支を合わせた予算総額を8億3,418万8,000円といたしました。

主な事業につきましては、所信の中で申述べましたが、その詳細につきましては、お手元の予算書及び予算事項別明細書をご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、条例その他の議案についてご説明いたします。

議案第15号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることにより、新教育長の職務に専念する義務に関する特例を設けることについて新たに定めるものでございます。

議案第16号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育長が設置されることによる関係条例の一部改正及び廃止でございます。

議案第17号 内灘町情報公開条例及び内灘町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、独立行政法人通則法の一部改正により特定独立行政法人が廃止され、新たな独立行政法人の分類が定められたことによ

る引用語句の改正でございます。

議案第18号 内灘町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の際の根拠提示義務等を追加する改正でございます。

議案第19号 内灘町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内灘町防災行政無線デジタル化整備工事の完成に伴い、防災行政無線親局及び遠隔制御器の設置場所を変更する改正でございます。

議案第20号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、法律の題名が改正されたことにより、引用する法律の題名を変更する改正でございます。

議案第21号 内灘町体育施設条例及び内灘町行政財産使用料等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行の体育施設及び学校体育施設の使用料等の見直しを行うものでございます。

議案第22号 内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例につきましては、長寿祝券と長寿祝金の同一年度内の支給を見直し、数え99歳の方への長寿祝券の支給を廃止する等の改正でございます。

議案第23号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険特別会計の収支の健全化を図るため、国民健康保険税率を改正するものでございます。

議案第24号 内灘町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険料率を改正するものでございます。

議案第25号 内灘町畑地かんがい施設管理料条例の一部を改正する条例につきましては、畑地かんがい施設の維持管理に係る経費の増加に伴い、管理料の見直しを行うものでござ

います。

議案第26号 内灘町消防本部設置条例及び内灘町消防署設置条例の一部を改正する条例につきましては、内灘町消防本部の移転に伴い、消防本部及び消防署の設置場所を変更する改正でございます。

議案第27号 内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団員の処遇改善を図るため費用弁償の一部を変更する改正でございます。

議案第28号 内灘町サッカー競技場の指定管理者の指定につきましては、1年間、一般財団法人内灘町公共施設管理公社を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号 道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定につきましては、1年間、有限会社ユーエスピー企画を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、平成27年度に臨む私の所信と提出議案の概要についてご説明を申し上げました。今回提出いたしました議案につきまして、適切なお決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明が終わりました。

○議事日程の追加

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。八田外茂男議員から、水口裕子議員に対する議員辞職を求める決議についての提出がありました。この決議は、お手元に配付のとおり、他の2人の賛成者がありますので、成立いたしております。八田議員からの決議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、八田議員からの決議を日程に追加し、議会議案第1号として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、水口議員の退場を求めます。

〔水口裕子君 退場〕

○議案の上程

○議長【夷藤満君】 追加日程第1、議会議案第1号水口裕子議員に対する議員辞職を求める決議についてを議題といたします。

○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。13番、八田外茂男議員。

〔13番 八田外茂男君 登壇〕

○13番【八田外茂男君】 ただいま議長のほうから報告がありましたとおりに、私、八田外茂男が、今回、水口議員に対する議員辞職を求める決議についてを提出させていただきました。

ただいまから提案理由等を説明させていただきたいと思っておりますけれども、自分の思いでなぜこういうものを出したのかということをごらさせていただきたいと思います。

この議員倫理条例というのは、平成15年に私自身が提出して、この議会で議員の皆さん、多数の皆さんの賛同を得て成立した条例でもあります。まさかこの条例に私自身が審査会の設置を求める件を出すとは思いませんでしたけれども、今回の案件に関しまして、私自身、皆さんも当然、議員たる者はいろんなアンテナを張って、町民からまたはいろんな関係機関から情報を得て、それを町政に生かす。その情報をどう生かしていくか、町政にどうやって反映させていくかというのが私たちの命やと思っております。その情報の整理をしっかりと

とした形でしないまま議論に上げるというのは大変危険なものがあります。

確かに、議員という者は発言の自由、議会というのは言論の府と言われております。議員の発言に対してはその責任は問わないという国会の決議もあるぐらいです。

しかし、そのことに関しましても、そうかといって議員の発言には全く責任がないのか。事実と関係のないことを言って、本当にそれで議員の発言としての責任がないのか、そういう問題がやっぱり私たちの肩にのっかかってきているわけです。しっかりとした、やっぱり調査をして、その場においてちゃんとした発言をしていかなきゃいけない。それが議会議員であり、私たちはそういう中で公人として発言をさせていただいております。

今回、水口議員のこの件に関しましては、私もこの間いろんな形で水口議員に対して、これはどうなんだと、本当にそうなのかということを何回も確認させていただきました。議会運営委員会で何回も議論させていただきました。そこに水口議員にも来ていただき、直接お話も聞きました。しかし事実関係がどうしてもはっきりできないということで、今回、議員倫理条例に基づいて審査会の設置をお願いさせていただきました。

審査会では約5回の審議を、しっかり時間をかけて議論させていただいた模様です。その調査報告も受け、議長のほうから水口議員に対して警告が出され、それに対しての答弁も返ってきました。私は間違っていない。

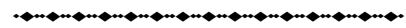
しかし、この議会倫理審査会が慎重にした結果は、私はそれも正当だと思います。私はこの条例の順序に基づいて、警告、その次に当たるのは議員辞職しかない。私はこの提案者として、これを私自身がやっぱり出す責任もある。そういう思いでこの辞職決議案の議案を出させていただきました。

これは、でも水口議員だけの問題ではなく、議会全体としてしっかりした調査、それに基

づいた発言が求められているということを皆さんの意識で持っていただきたいということでございます。

また、その内容につきましては、決議文の内容につきましては各自読んでいただいて、しっかりそれに賛同した方の賛成をお願いいたします。私の決議案の提出の説明といたします。

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

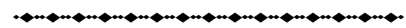


○質 疑

○議長【**夷藤満君**】 次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【**夷藤満君**】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【**清水文雄君**】 清水文雄でございます。

今、八田外茂男議員、そして能村憲治議員、恩道正博議員、この3名から提出をされました議会議案第1号水口裕子議員に対する議員辞職を求める決議について、反対の立場で討論をさせていただきます。

既に皆さんもご存じのとおり、水口議員の議会内での発言あるいは「みずの輪便り」をめぐっての、その記事をめぐっての八田外茂男、能村憲治の両議員が審査請求をしたということで、議会の中に政治倫理審査会が設置をされました。既に議会だよりでご承知のとおり、その中身について掲載をされております。

今、水口議員、私と同期でございまして、これで4期16年議員をやっております。そして議会の一般質問、これがただ一度、副議長

のときに、議長が議長席に座れないということで副議長の任務を務めて一般質問を1回だけやらなかったことがあります。そういう意味では4期16年の間で63回の一般質問を、この間、毎回連続重ねてきたところでございます。そういう意味では、私は今回のこの議員辞職勧告決議というのは余りにも重いし、そういう意味では、水口議員の議員活動に制限を与えていくのではないかというふうにも思っています。

そもそも私は、政治倫理審査会の設置に疑問を持ちまして、昨年12月9日にこの審査会の設置を決めた議会全員協議会で、一体何が、水口議員の何が問題なのか分からない。それと、来年の自治体選挙、議会議員選挙にこの審査会が結論を出していけば影響を与えるのではないかと、そんなことも述べさせていただきましたし、加えて、先ほども八田議員が申されました。この議会の中での議員の発言というのは、言ってみればこの議会が言論の府でありますから、国会ではその責任を問われないということが法律で定められているんです。私たち地方議員についてもそれに遵守をして、議会内でよっぽど相手の名誉を傷つけるとか、議員としての品位を失うとか、そんな状況が生まれたときにこの審査会というのが設けられて、議員に対する処分なりそういうものを決めていくというのがこの条例の審査会の中身であります。

私も審査会をつくったときは、議員がやっぱり不正なことをやったり、議員としての品位を傷つけたり、そんなことを、議員の資質を向上させる、そのことが目的であったはずであります。果たしてそのことが今回の水口議員の発言に結びつくのか。私は結びつかないと思います。

そしてこの決議がされますと、ここで議員が発言をしていくことがなかなか困難になる。議員必携にも書いてあります。議員は、会議の原則として、第一に、第1である発言の自

由の原則、これを、私は今回のこの辞職勧告決議というのがその制約になっていくんではないかという大きな恐れを持っております。

そういうことから、今回のこの議会議案第1号水口裕子議員に対する議員辞職を求める決議について、ぜひとも反対をしていただいて、私たち議員が、議員の手でみずからの首を絞めることにならないように心からお願いを申し上げまして、私の反対討論にかえさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

14番、中川達議員。

〔14番 中川達君 登壇〕

○14番【中川達君】 今ほど清水議員より反対という立場での討論がございましたけれども、私は議会運営委員長、そしてまた政治倫理審査会の会長としてこれまでの経緯を皆さんとともに諮問をし、そしてまた議長に提出した立場から賛成の立場で討論をさせていただきます。

もともとこの問題につきましては、多くの町民の皆様のもとへ水口議員独自の政治活動の趣旨が書いた配布物が、俗に言う「みずの輪便り」という形で配布されておりました。その中には、議会の発言と違う、あるいはまた自分が勝手に人から聞いたものを言ってみたり、委員会でもそうでした。そういった中で多くの議員さんの皆様が、「水口さん、これ違いますよ。ここは直したほうがいいんじゃないですか」という声を出し、私も確認をいたしております。そういった中で、全員協議会においても「水口さん、間違っるところは間違っつとたと速やかに謝り、訂正をするべきだ」という話もさせていただきました。わざわざ政治倫理審査会という、過去に私、24年間のうちに開いたことがない、こういう審査会を開く予定も当初はございませんでした。

しかし、何らそういったことに耳をかさず

に次から次とそういったものに反対をする、私の言ったことは間違いないという形での経緯でございました。そういった中で、八田、そして能村両議員から当審査会への審査請求が行われたわけでございます。

議長の方では、まず議会運営委員会に諮っていただくということで、議会運営委員会委員長としてこの問題を取り上げていただきました。まず最初に、水口議員に議会運営委員会で「水口さん、ここで訂正をし、速やかに皆様に間違いを認めることによって、円満に議会活動が、あるいはこれから先のことが進みますよ」と、公の皆様の前でこういった情けない議会活動の場が開かれるということを私は危惧し、水口さんに申し上げました。しかし、水口さんは「私の言っていることは一切間違いない」と。「じゃ、どなたから聞いたんですか」「何も言えません。人から聞いたものは守秘義務ですから言えません」という形でございました。

何も言えません、何もわかりません、片一方は審査請求をしてくれという議長への提出、そういった中で議会運営委員として皆様の、全員の一人一人の意見も聞かさせていただきました。誰ひとりとして「そうだ、そうだ。水口さんの言うたとおりだ」ということは一人も申ししておりません。皆さん「おかしい」って、そういう答弁はおかしいという話でした。そういう中で議員警告文を、警告相当がいいんじゃないかと、議員辞職までしなくても警告という形で議長に提出をさせていただきました。

議長は改めて議員倫理審査会を設置していただけるよう議会運営委員会のほうで働き、申し入れさせて私は受理しました。その中で議長のほうで公平に、1年生議員から先輩議員まで公平に、政党も考え、公平に委員の選任をしました。その中で委員の皆様が委員長になってくれる方はいませんかと私は確認をさせていただきました。皆さんはこの問題に

対して一人一人に私は確認をしました。しかし誰もなり手がいないということで私が引き受けたわけでございます。

そういった中で、過去5回慎重なる審議、そして一つ一つの問題について1日かけて、2日かけて、3日かけて、4日かけて、一つ一つの問題を審議をしまいいりました。当然言った言わない、うそをついたつかないという形で参考人の方の出席も求めました。ある参考人は泣きながら「私はそんなことは言ったことはない」と、ある参考人は「内灘町の職員としてその職責をしっかりとしている。私は職責以外のことで町から命令を受けない限りのことはしていない」という話もありました。

また、警察のほうも重大な問題だという形での砂丘地の車の搬出料金の問題、当然内灘町は全国に誇れるきれいな海岸でございます。そういった中でそういう事件性の高いものがあつたのかなのか、警察のほうにも問い合わせをし、警察も重大な関心を持ってそういったものを調べさせていただきました。結果としては、何らそういうことはないという結果でございました。

4つの質問全てが虚偽の事項、あるいは俗に言ううそつきの事項ばかりでございました。そういった中で、あえて議長のほうへ倫理審査会全会一致で、誰ひとり反対ということは私は聞いておりません。そういう中で全会一致で警告を出せば妥当ではないかという形でございました。その警告にも、議長のほうへ何ら謝る答えまで見出せませんでした。いまだに間違つたと、私が間違いだと思つてはいないと思います。思っていない以上は、やはり皆さんが辞職勧告決議をするべきだという形になったかと私は思っております。

そういった一人の人が反対、こういうことは町の政策が反対、町の議会を直さなあかん、町の議会がおかしいという町民を惑わすようなそういった議会活動は私たちは一切してい

ません。公に報道の機関も入り、皆さんが入って公平に審査をした経緯があります。そういう中で擁護をするという形、あるいは自分の主張、全く利己主義者と言わざるを得ません。

そういった中で皆様、どうぞそういったことがないようにしっかりとした議会活動をするべき賛成への皆さんの同意を力強く求めまして、賛成の立場としての討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議会議案第1号水口議員に対する議員辞職を求める決議について、反対の立場で討論いたします。

議会は言論の府であり、発言の自由を保障しなければなりません。だからといって、議員は何を発言してもいいとは思いません。特に第三者に影響を与える場合の発言はよく調査をし、慎重に慎重に発言することが求められると思います。先ほども八田議員、清水議員、中川議員からも発言がありましたとおりであります。

水口議員に対して政治倫理審査会が設置され、委員の一人として審査をしてきました。私なりに、その審査会に出て思ったことを述べさせていただきます。

例えばステップ教室の件では、「みずの輪便り56号」は4月中に発行されており、全協は5月23日であり、違反行為の具体的内容に食い違いがあることを指摘しました。しかし、水口議員に対して疑問に思うことは、なぜ教育センターへ足を運び、1人体制になっていたとするならば教育委員会に確認しなかったのか、「みずの輪便り」の発行は確認した上で情報を伝えるべきではなかったのか、確認せずに発行したとしても2人体制で変更がな

いと確認ができ、そのできた時点で2人体制を皆さんに知らせなかったのかなどなど、中身に対して納得ができない問題が多々あるにしても、私は違反と認定しがたいとしてきました。住民から選ばれた議員の身分を否定する議員辞職勧告をするような大それた問題ではないのではないかと思います。

議会に対して不信感をあおり、議会の低迷、議員の自由な発想、提案、意見等、思いとどめることにもなりかねません。活発に議論、討論できる議会を目指すべきで、水口議員への辞職を求める決議案に強く反対をいたします。

議員の皆さんのご理解、ご協力を求めて、反対の討論といたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議会議案第1号水口裕子議員に対する議員辞職を求める決議について、賛成の立場から討論させていただきます。

今ほど皆さん説明あったとおり、政治倫理審査請求の提出を受け、政治倫理審査会に私も委員として任命され、関係機関などから事情聴取を行った上、内灘町議会議員政治倫理条例に基づき審議した結果、水口議員の発言した内容4件全て条例に違反と認定し、会長が議長に答申しました。

確かに議員として発言自由の原則というものはあります。しかしながら、私も子供を育てている親、そしてスポーツ少年団で子供たちを指導する立場でありますので、そういった子育て、そして青少年の心身、健全な育成に取り組む立場として、うそをついてはいけない、思いがけずでも人に迷惑をかけた場合はちゃんと謝りなさい、そういう指導をこれまで行っております。

議員であるならこそ、あらゆる場所でのそ

の発言に責任を持たなければならず、議員ならば発言の自由により根拠なく、そして調査なく偽証したり、多くの方々に迷惑をかけても許されるということはあってはなりません。町民の皆様、そして未来を担う子供たちを育む大人として示しがつきません。

審査会より答申を受けた議長が警告を出しましたが、警告に対する回答書で関係各位への謝罪や、自身が発行した配布物で訂正などに応じることはできないとした以上、議員辞職に値するものと捉え、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第1号水口裕子議員に対する議員辞職を求める決議について採決をいたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第1号は可決されました。

ここで水口議員の入場を求めます。

[水口裕子君 入場]

○議長【夷藤満君】 水口裕子議員に申し上げます。

ただいま審議されました議会議案第1号水口裕子議員に対する議員辞職を求める決議については、採決の結果、可決されましたので、本席から通知いたします。



○散 会

○議長【夷藤満君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。あす4日は、議案調査のため休会といたしたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、あす4日は休会とすることに決定をいたしました。

次回の本会議は5日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時50分散会